

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**
※給付は1回限りです。

給付金の支給時期

確認書又は申請書を受理した日から **1箇月程度**かかる見込みです。

支給対象と申請の有無

※ I と II の重複受給はできません。

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

II 令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

※ I、IIともに、世帯員全員が住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

対象となる世帯には
『確認書』を送付します。

- 令和4年9月30日時点で東近江市に住民登録のある世帯が対象です。
- 確認書の記載内容を確認後、市に**返送**してください。

【返送期限】 **令和5年1月31日（火）**

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

【申請期間】

令和4年11月14日（月）～
令和5年1月31日（火）

- 申請時点で東近江市に住民登録のある世帯が対象です。

【申請書配布先】

東近江市
健康福祉政策課 生活支援給付金室
※市ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が記載された『確認書』を市から送付します。（11月中旬から順次発送）
- 『確認書』の記載内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で**返送**してください。

【確認事項】

- ①世帯の住民税に関する事項（扶養の有無、所得状況）
- ②受給口座情報



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1箇月收入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

《例》住民税均等割が非課税となる
年間給与収入の目安（東近江市の場合）
・単身の場合：93万円以下
・配偶者と子(1人)を扶養している場合：168万円以下

- 支給要件に該当するかを確認するため、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに東近江市健康福祉政策課 生活支援給付金室（市役所本館1階）へご提出ください。



! 定年退職や農業等の事業活動に季節性があるものなど、収入の減少があらかじめ明らかであるものは該当しません。



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに市、県、国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署又は警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

支給手続き等に関するお問い合わせ

〒527-8527東近江市八日市緑町10番5号
健康福祉部 せいかつしえんきゅうふきんしつ
健康福祉政策課 生活支援給付金室

電話 **0748-24-5639**

受付時間 午前9時から午後5時まで
（土日祝、12/29～1/3を除く）

制度に関するお問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

電話 **0120-526-145**

受付時間 午前9時から午後8時まで
（土日祝、12/29～1/3を除く）